

事業者排出量削減報告書

（あて先）京都府知事	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
京都府京田辺市大住立原1-1	明治乳業株式会社 京都工場長 柘植 康行 印
	電話 0774 - 62 - 3161

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	乳製品製造業
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））
計画期間	平成 18年 3月 ~ 平成 20年 4月
基本方針	地球温暖化防止に向けエネルギー使用の合理化を行なう。
推進体制	省エネルギー推進組織による省エネルギーパトロールの実施及び設備老朽化更新による能力効率向上

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容
	19年度	空気圧縮機	空気圧縮機（エアコンプレッサー）自動台数制御による運転台数の削減
19年度	ユーティリティ	チルド水製造設備老朽化更新によるCOP成績係数の向上(175kwh/日) COP1.16から2.04に向上。平成19年3月に更新完了。	
19年度	ユーティリティ	チルド水製造設備改良による省エネ(745kwh/日) 平成19年3月に完了。	
18~19	ユーティリティ	省エネルギーパトロールの強化。エアロス削減によるエアコン台数の削減。進行中	

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17年度） （二酸化炭素換算（t））		目標年度（計画） （19年度） （二酸化炭素換算（t））		削減率 （計画） （%）	報告年度（実績） （19年度） （二酸化炭素換算（t））		削減率 （実績） （%）
		A 事業所等排出区分	26,350 t	25,956 t	-1.5 %		25,336.0 t	-3.8 %	
B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%				
C その他排出区分	t	t	%	t	%				
排出合計	*1 26350 t	*2 25,956 t	-1.5 %	*4 25336 t	-3.8 %				

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				報告年度（実績）			
		取組量等		（二酸化炭素換算（t））		取組量等		（二酸化炭素換算（t））	
森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t	（整備面積）	ha	（吸収量）	t	
府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）	t	（利用量）	m ³	（削減量）	t	
自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t	（売電量）	kwh	（削減量）	t	
	（熱供給量）	GJ	（削減量）	t	（熱供給量）	GJ	（削減量）	t	
グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t	（購入量）	kwh	（削減量）	t	
削減量等合計			*3 0.0 t		*5 0 t				

差引排出量 （排出合計-削減等合計）	基準年度（実績）		目標年度（計画）		削減率（計画）	報告年度（実績）		削減率（実績）
	1 26350.0 t	()2-(*)3 25956.0 t	-1.5 %	(*)4-(*)5 25336.0 t		-3.8 %		

特記事項 1. 省エネルギー推進組織を強化し、毎月工場内の省エネパトロールを実施し、エアリーク・蒸気漏れ箇所の点検・修理を行って無駄なエネルギー使用量の削減を行なっております。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 （例）グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比エネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定プロセスなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。